

## 個人住民税・固定資産税の納期が変わります

令和8年度から適用される町税の納期については以下のとおりです。

令和7年度まで	税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	個人住民税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	
	固定資産税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	
	軽自動車税		1期						
	国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	



令和8年度から	税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	個人住民税		1期		2期		3期		4期
	固定資産税	1期		2期		3期		4期	
	軽自動車税		1期						
	国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	

※軽自動車及び国民健康保険税の納付については変更がありません。

- 納付月・回数が変わりますが、年間の合計税額への影響はありません。
- システムの標準化に伴い、役場からお送りする通知書のレイアウトも大幅に変更いたします。  
ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

お問い合わせ先:住民生活課 税務住民係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

## 『幌延町犯罪被害者等支援条例』について

犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、「幌延町犯罪被害者等支援条例」を制定しましたので概要を紹介します。（令和8年1月1日施行）

### ◆基本理念

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行います。

- ・犯罪被害者等としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利が主張されること。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- ・犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものであること。
- ・犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が適切に途切れることなく提供されること。
- ・町および関係機関による相互の連携および協力の下で行われること。

### ◆支援の内容

- ・相談および情報の提供等
- ・日常生活の支援
- ・安全の確保
- ・居住の安定
- ・児童、生徒への支援
- ・町民および事業者の理解の増進
- ・見舞金の支給



幌延町 HP

見舞金の種類	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者遺族	犯罪被害者が死亡した場合	30万円
重症病見舞金	被害者本人	犯罪被害者が重症病を負った場合	10万円

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812